

# 高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】 (変更)(原案)(案)の主な変更内容

令和3年11月10日

国土交通省 中国地方整備局

## 1. 平成30年7月豪雨及び気候変動を踏まえた治水目標の変更

平成30年7月豪雨は、高梁川としては戦後最大の洪水であり、計画高水位を超過し、家屋の浸水被害や雨水出水（内水）被害が発生したことから、浸水被害の防止又は軽減のために本川水位の低減が必要。また、気候変動による降雨量の増加等を踏まえた目標設定が必要。

→河川整備基本方針（計画規模1/150）までの段階的な整備として、資産の集積度や気候変動による降雨量の増加及び再度災害防止の観点等を踏まえ、高梁川の整備目標流量は、基準地点船穂において $9,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、流域内の既設洪水調節施設により $300\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、基準地点船穂において河道の目標流量を $9,100\text{m}^3/\text{s}$ とします。小田川の整備目標流量は、主要な地点矢形橋において $1,700\text{m}^3/\text{s}$ とします。

## 2. 法令改正及び答申等による変更

### 流域治水への転換

- 高梁川水系流域治水プロジェクトが令和3年3月に策定・公表。プロジェクトに基づき、流域内のあらゆる関係者と連携し、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、の推進・充実を図る。
- 自然環境のもつ多様な機能を活かすグリーンインフラを活用した流域治水の推進。

### 河川情報の収集・提供、危機管理体制の構築・強化

- 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置、水害リスクラインの運用、水害タイムラインの運用
- 水害まちづくり推進のための水害リスク情報提供などの技術的支援
- 流域治水プロジェクトの推進、既存ダムの洪水調節機能の強化

## 3. その他の事項による変更

- 現行の高梁川水系河川整備計画に記載している統計データ等の時点修正や表現の適正化

# 高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）（原案）（案） 骨子について

## <整備計画の修正箇所の凡例>

赤字：①「平成30年7月豪雨及び気候変動を踏まえた治水目標の変更」に関する箇所

青字：②「法令改正及び答申等による変更」に関する箇所

緑字：③「その他の事項による変更」に関する箇所

### 3.1 河川整備の基本理念

#### 安全・安心な川づくり

高梁川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けて段階的に整備を進めるものとし、河川整備の現状、過去の水害、氾濫域の人口・資産、**気候変動の影響**等を考慮し、高梁川の治水安全度の向上を目指します。

#### 川の恵みを分かち合う豊かな川づくり

様々な用途の水を与えてくれる高梁川の水利用の歴史や現状を踏まえ、関係機関や住民と協力し、生活・産業に必要な水の安定的な確保を目指します。

#### 水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり

利用しやすい川づくりを進めるとともに、アユやタナゴ類を代表とする豊かな生物の生息・生育・繁殖環境を保全・**創出**し、未来に伝える川づくりを目指します。

### 3.3 河川整備の計画対象期間

本計画の対象期間は、概ね30年間とします。

**※目標の引き上げに伴う対策内容の追加により、変更計画策定から概ね30年間とする**

4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.1.2 整備の目標

長期的な治水目標である河川整備基本方針に定めた目標を達成するためには、多大な時間を要するため、一連区間で整備効果が発現するような段階的な整備により、洪水等による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備目標は、資産の集積度や気候変動による降雨量の増加及び再度災害防止の観点等を踏まえて設定し、本計画に定める河川整備を実施することで、戦後最大洪水（高梁川：平成30年7月豪雨、小田川：昭和47年7月豪雨）が再び発生しても、洪水被害の防止又は軽減ができるようになります。さらに、気候変動後（2℃上昇時）の状況においても平成29年6月に変更した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保できます。

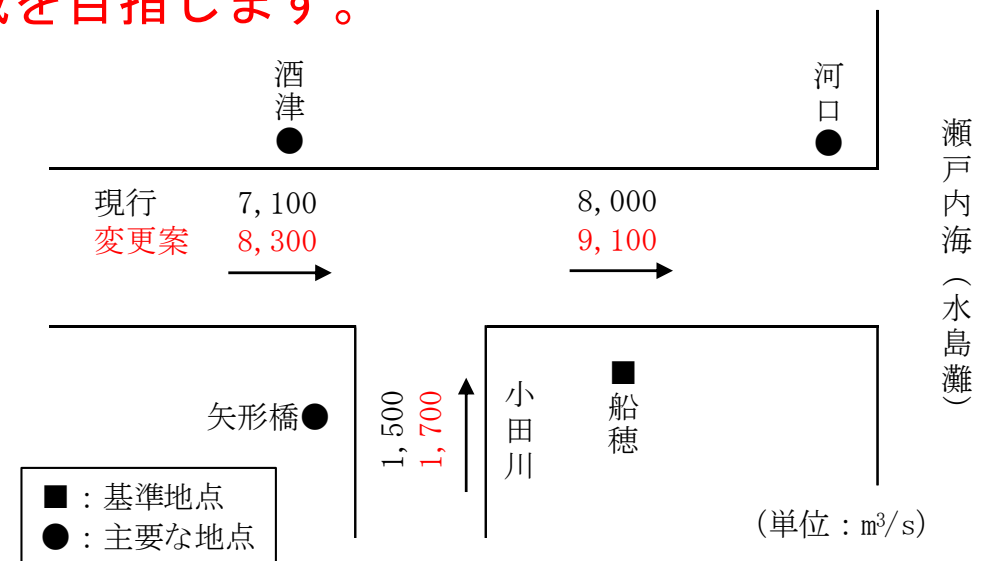
また、高潮に対しては、平成16年台風16号が再び発生しても、高潮による被害の防止ができるようになります。

高梁川の整備目標流量は、基準地点船穂において9,400m<sup>3</sup>/sとし、流域内の既設洪水調節施設により300m<sup>3</sup>/sを調節し、基準地点船穂において河道の目標流量を9,100m<sup>3</sup>/sとします。小田川の整備目標流量は、主要な地点矢形橋において1,700m<sup>3</sup>/sとします。

さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進することにより、整備目標流量を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても人命・資産・社会経済の被害軽減を目指します。

河道の目標流量

河川名	河道の目標流量 (m <sup>3</sup> /s)		地点名	備考
	現行	変更案		
高梁川	8,000	9,100	船穂	基準地点
	7,100	8,300	酒津	主要な地点
小田川	1,500	1,700	矢形橋	主要な地点



河道の目標流量図

※高梁川と小田川のピーク流量のタイミングが異なるため、船穂地点の河道の目標流量は、酒津地点と矢形橋地点の河道の目標流量の合計値にならない

4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.1.2 整備の目標

<参考> 気候変動による影響を考慮した目標設定の考え方

現行整備計画の河道の目標流量(S47.7豪雨)  
高梁川:8,000m<sup>3</sup>/s  
小田川:1,500m<sup>3</sup>/s

平成30年7月豪雨再来流量  
高梁川:9,100m<sup>3</sup>/s  
小田川:1,400m<sup>3</sup>/s

現行整備計画に気候変動の影響を考慮した流量(※)  
高梁川:9,000m<sup>3</sup>/s  
小田川:1,700m<sup>3</sup>/s

	現行整備計画	現行整備計画の気候変動影響
高梁川(船穂上流)	雨量:273mm/2日 流量:8,000m <sup>3</sup> /s	雨量:301mm/2日 流量:9,000m <sup>3</sup> /s
小田川(矢形橋上流)	雨量:177mm/2日 流量:1,500m <sup>3</sup> /s	雨量:195mm/2日 流量:1,700m <sup>3</sup> /s



※ 現行整備計画に気候変動の影響を考慮した流量は、現行整備計画対象洪水(S47.7豪雨)の降雨量を1.1倍に引き伸ばして算出した河道の流量

変更整備計画の河道の目標流量案  
高梁川:9,100m<sup>3</sup>/s  
小田川:1,700m<sup>3</sup>/s

4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.1.2 整備の目標

1. 高梁川下流地区（河口～酒津地先）

河口から酒津地先までの区間においては、本計画に定める河川整備を実施することで、平成30年7月豪雨が再び発生しても、外水による浸水被害を防止することが可能となります。

また、高潮対策として既往最高潮位を記録し、人家への被害をもたらした平成16年台風16号に伴う高潮が再び発生しても浸水被害を防止することが可能となります。

また、大規模地震への対応については、堤防等の河川管理施設の耐震性能の照査結果を踏まえ、必要に応じて耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。

2. 高梁川中流地区（酒津地先～湛井地先）

酒津地先から湛井地先までの区間においては、本計画に定める河川整備を実施することで、平成30年7月豪雨が再び発生しても、外水による浸水被害を防止又は軽減することが可能となります。

3. 高梁川上流地区（湛井地先～大臣管理区間上流端）

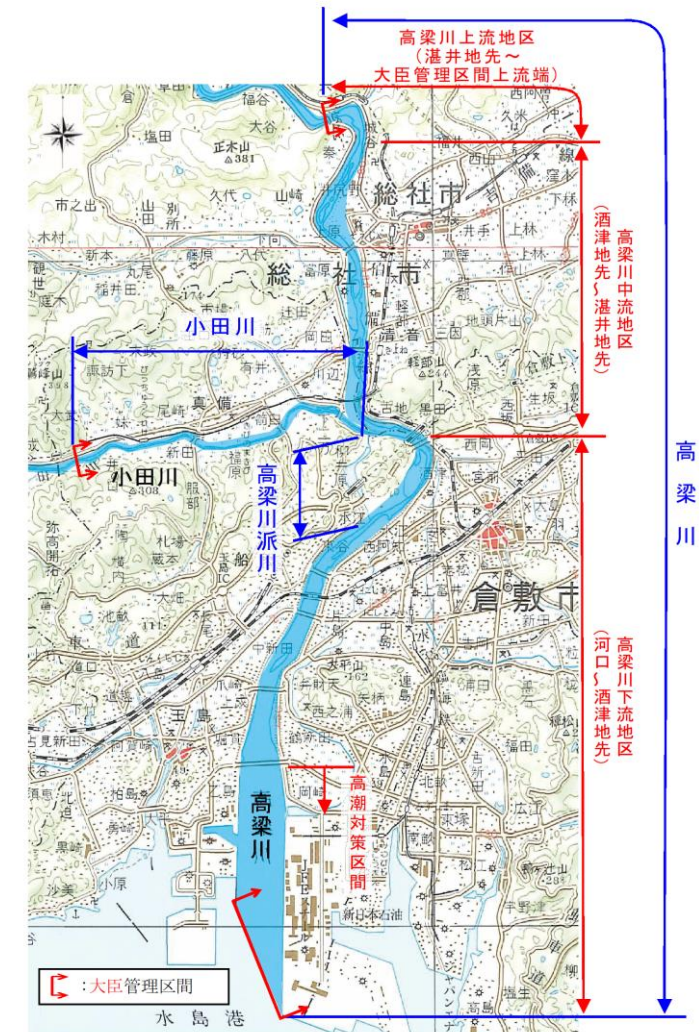
湛井地先から大臣管理区間上流端までの区間においては、本計画に定める河川整備を実施することで、平成30年7月豪雨が再び発生した場合でも、外水による浸水被害を防止又は軽減することが可能となります。

4. 高梁川派川

小田川合流点の付替えにより、新たに河道となる高梁川派川においては、計画高水流量を計画高水位以下で流下させ外水による浸水被害を防止することが可能となります。

5. 小田川

小田川においては、本計画に定める河川整備を実施することで、昭和47年7月豪雨や平成30年7月豪雨が再び発生した場合でも、外水による浸水被害を防止することが可能となります。また、居住地側で過去何度も発生していた雨水出水（内水）による被害を軽減することが可能となります。



整備目標の地区分割

### 4.3 河川環境の整備と保全に関する事項

#### 4.3.2 整備の目標

##### (1) 自然環境

小田川合流点付替え事業に伴う環境保全措置等を実施するとともに、高梁川水系において、魚道の改良や瀬・淵・ワンド・水際等の保全・創出を行うことで、アユなどをはじめとする回遊魚等の移動の連続性・産卵環境の確保を図ります。また、昭和40年代を目標としタナゴ類を含む多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラ\*の取組を推進します。

\*グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。



5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

<整備手順>

1. 小田川合流点付替え及び高梁川下流地区の築堤など

① 流域内で人口、資産が集中する倉敷市街地区間に位置する本川酒津地先、及び過去幾多の甚大な被害が生じている小田川合流点付近の洪水時の水位低下を図る抜本的な対策として、小田川の合流点付替えを実施します。

高梁川と小田川を分離する締切堤を設置する際には、左右岸バランスを考慮し、古地地先の築堤・堤防補強（浸透対策）を実施するとともに、本川で現況の河積不足が生じないように、河積確保に努めます。

② 倉敷市街地が広がる下流地区においては、小田川合流点付替え完了までに、受け皿として必要な築堤、堤防補強（浸透対策）を実施し、引き続き更なる安全度の向上を図ります。また、高潮対策区間の築堤及び必要な耐震対策についても順次実施します。

③ 新合流点から上流の笠井堰の左岸堰改築、河道掘削、築堤、堤防補強（浸透対策）は、上下流のバランス等を考慮して実施します。

整備手順

施工区間		主な整備内容	河川整備計画対象期間(概ね30年)
高梁川	下流地区 (河口～小田川新合流点)	築堤(高潮堤)	→
		築堤・堤防補強(浸透対策)	→
		耐震対策	→
	下流地区 (小田川新合流点～酒津地先)	築堤・堤防補強(浸透対策)、河道掘削、笠井堰左岸堰改築、高水敷造成	→
中流地区 (酒津地先～湛井地先)	築堤	→ 酒津・清音黒田	
	築堤・堤防補強(浸透対策)	→	
上流地区 (湛井地先～大臣管理区間上流端)	築堤、河道掘削	→ 穴栗	
高梁川派川	小田川合流点付替え	→	
小田川	築堤・堤防補強(浸透対策)	→	
	河道掘削、宮田堰改築	→	
広域防災対策		→	

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

<整備手順>

2. 高梁川中・上流地区及び小田川の河道掘削、築堤など

- ① 小田川合流点付替え等により下流地区・高梁川派川の安全度向上を図りつつ、上下流のバランス等を考慮して、本川中流地区の河道掘削、築堤、堤防補強（浸透対策）を実施するとともに、小田川においても宮田堰の改築、河道掘削、築堤、堤防補強（浸透対策）等を実施します。
- ② 穴栗地先、酒津・清音黒田地先では平成30年7月豪雨で浸水被害が発生したことから、下流地区、中流地区との上下流のバランス等を考慮して浸水被害の軽減を図るため築堤を実施します。

整備手順(再掲)

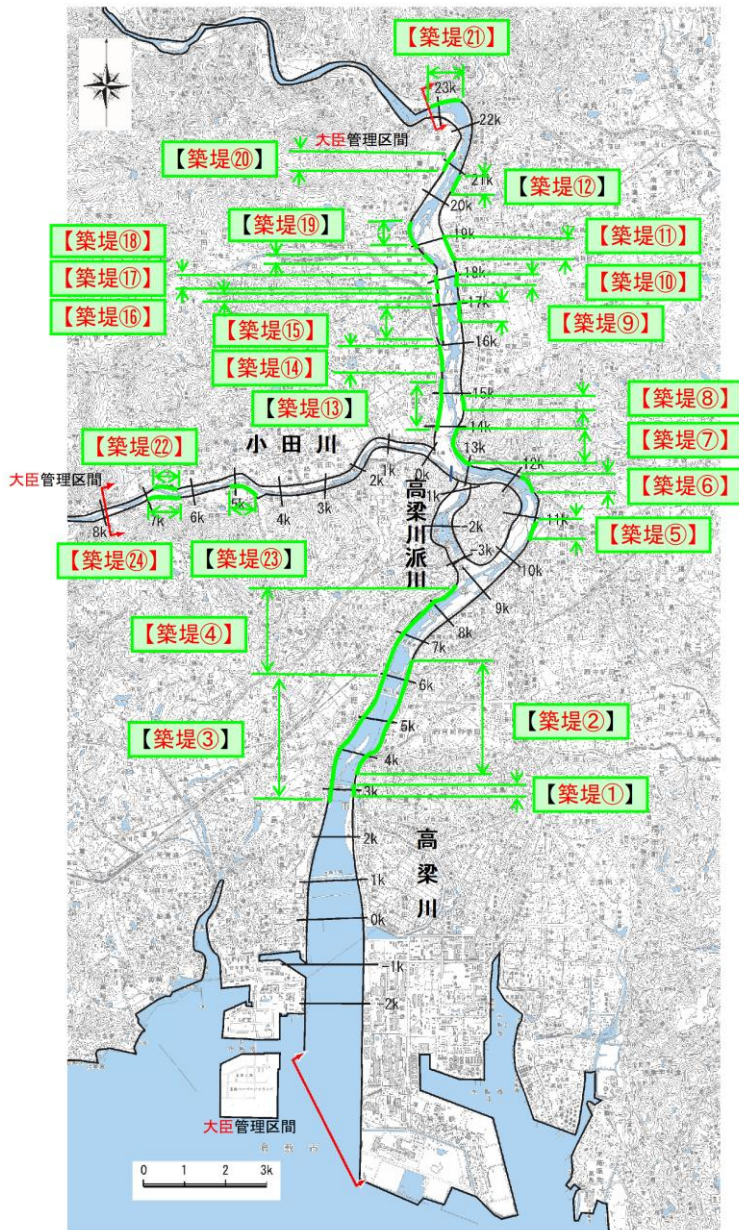
施工区間		主な整備内容	河川整備計画対象期間(概ね30年)
高梁川	下流地区 (河口～小田川新合流点)	築堤(高潮堤)	→
		築堤・堤防補強(浸透対策)	→
		耐震対策	→
	下流地区 (小田川新合流点～酒津地先)	築堤・堤防補強(浸透対策)、河道掘削、笠井堰左岸堰改築、高水敷造成	→
中流地区 (酒津地先～湛井地先)	築堤	→ 酒津・清音黒田	
	築堤・堤防補強(浸透対策)	→	
上流地区 (湛井地先～大臣管理区間上流端)	築堤、河道掘削	→ 穴栗	
高梁川派川	小田川合流点付替え	→	
小田川	築堤・堤防補強(浸透対策)	→	
	河道掘削、宮田堰改築	→	
広域防災対策		→	

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(3) 築堤

本計画で目標とする流量に対し、堤防の高さや断面が不足している区間について、築堤を実施します。なお、河川の整備に合わせ管理者が異なる支川の合流点処理が必要となる場合は、当該管理者と協議を行いその方法を決定します。

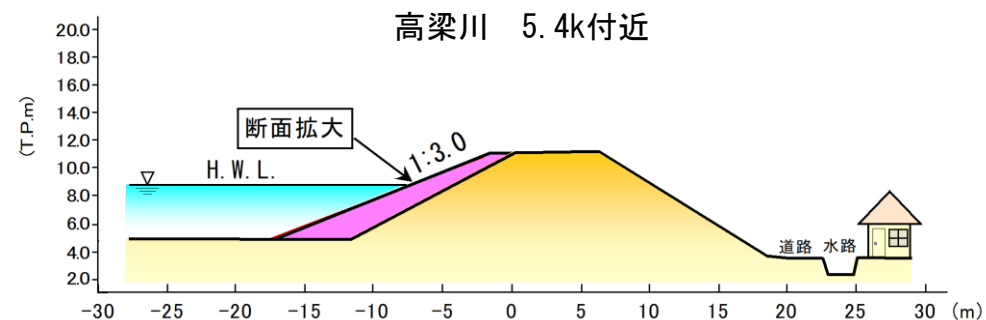


注)実施にあたっては、測量・設計の結果や関係機関との協議等により、整備位置が変わる可能性があります。

築堤を実施する箇所



築堤の位置図(高梁川 4.0k~8.0k付近)



注)整備位置や実施形状等については、今後の調査等の結果により変わる場合があります。

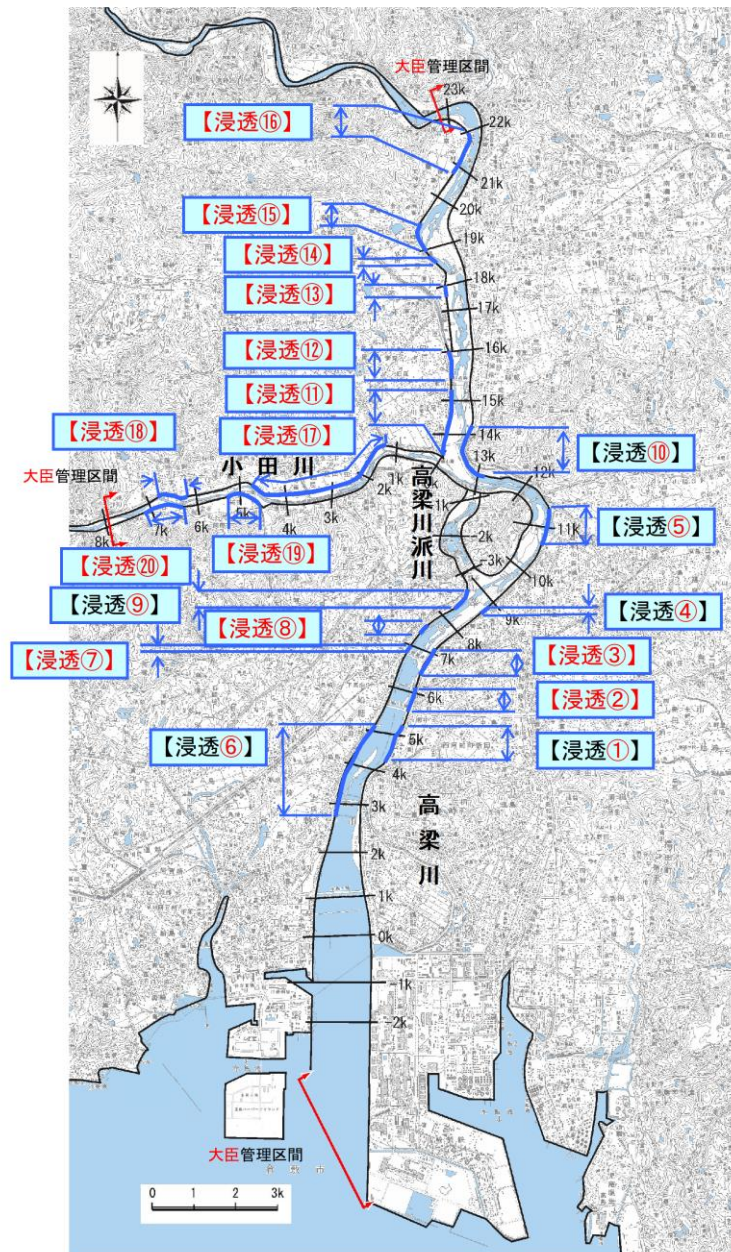
築堤のイメージ図

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

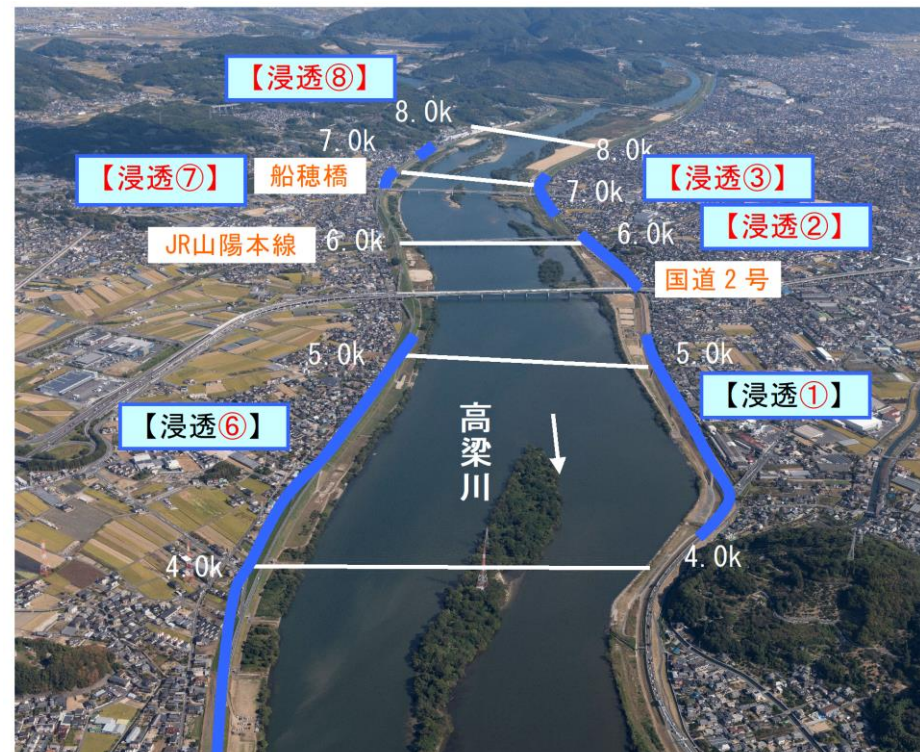
(4) 堤防補強（浸透対策）

浸透に対する安全性照査の結果により対策が必要となった区間について、堤防補強（浸透対策）を実施します。

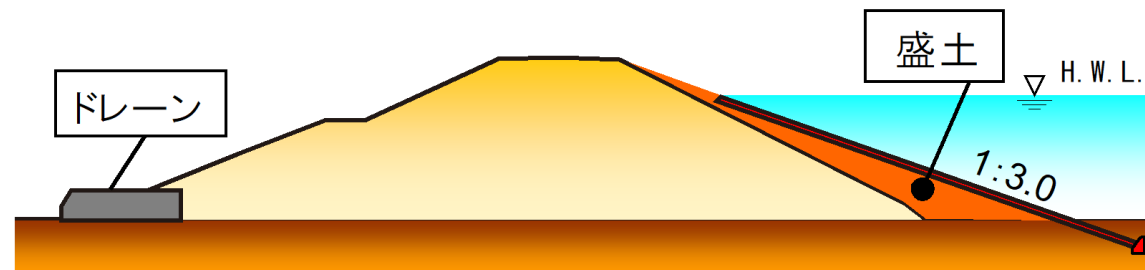


注) 実施にあたっては、測量・設計の結果や関係機関との協議等により、整備位置が変わる可能性があります。

堤防補強（浸透対策）を実施する箇所



堤防補強（浸透対策）の位置図（高梁川 4.0k～8.0k付近）



注) 整備位置や実施形状等については、今後の調査等の結果により変わる場合があります。

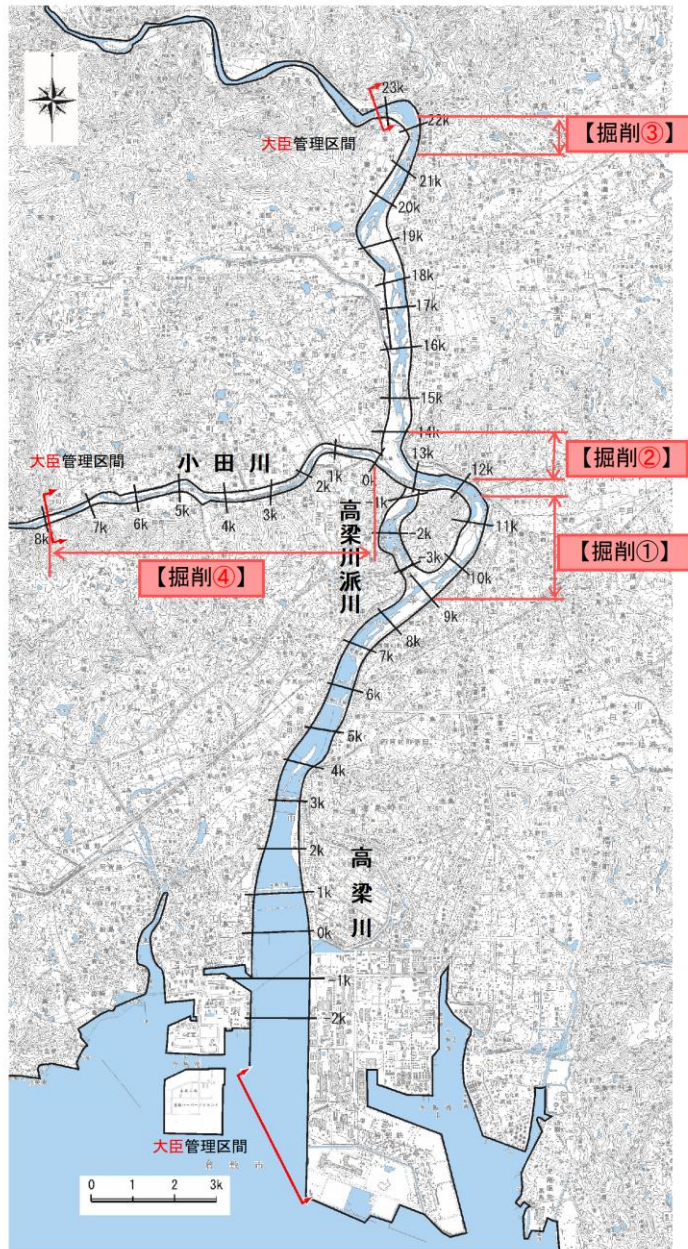
堤防補強（浸透対策）のイメージ図

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(5) 河道掘削

河積が不足している区間について、河積確保のために河道掘削を行います。

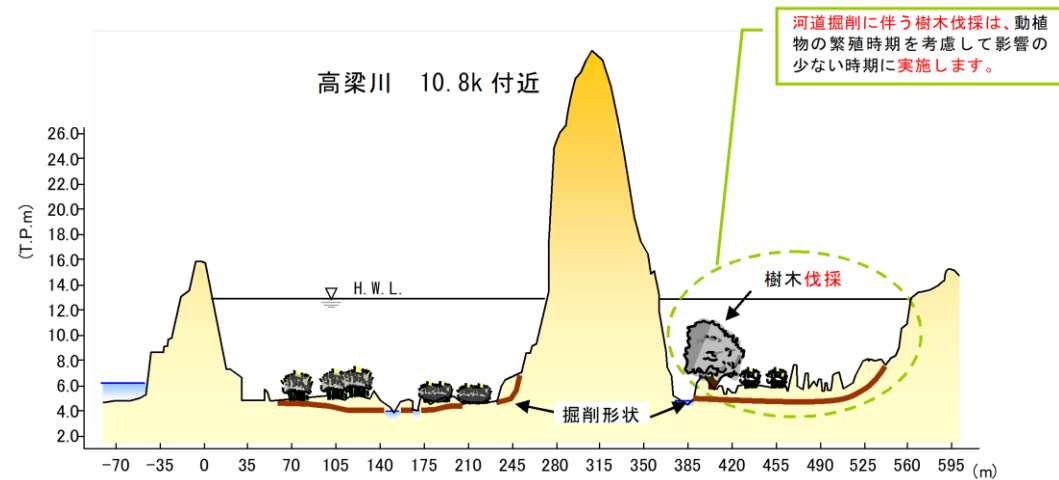


注)実施にあたっては、測量・設計の結果や関係機関との協議等により、整備位置が変わる可能性があります。河道掘削区間については、必要に応じ樹木伐採も実施します。

河道掘削を実施する箇所



河道掘削の位置図(高梁川 11.0k付近)



注)河道掘削形状については、生態系の生息・生育・繁殖環境を考慮しながら具体的な形状を決定するため、上図と変わる可能性があります。

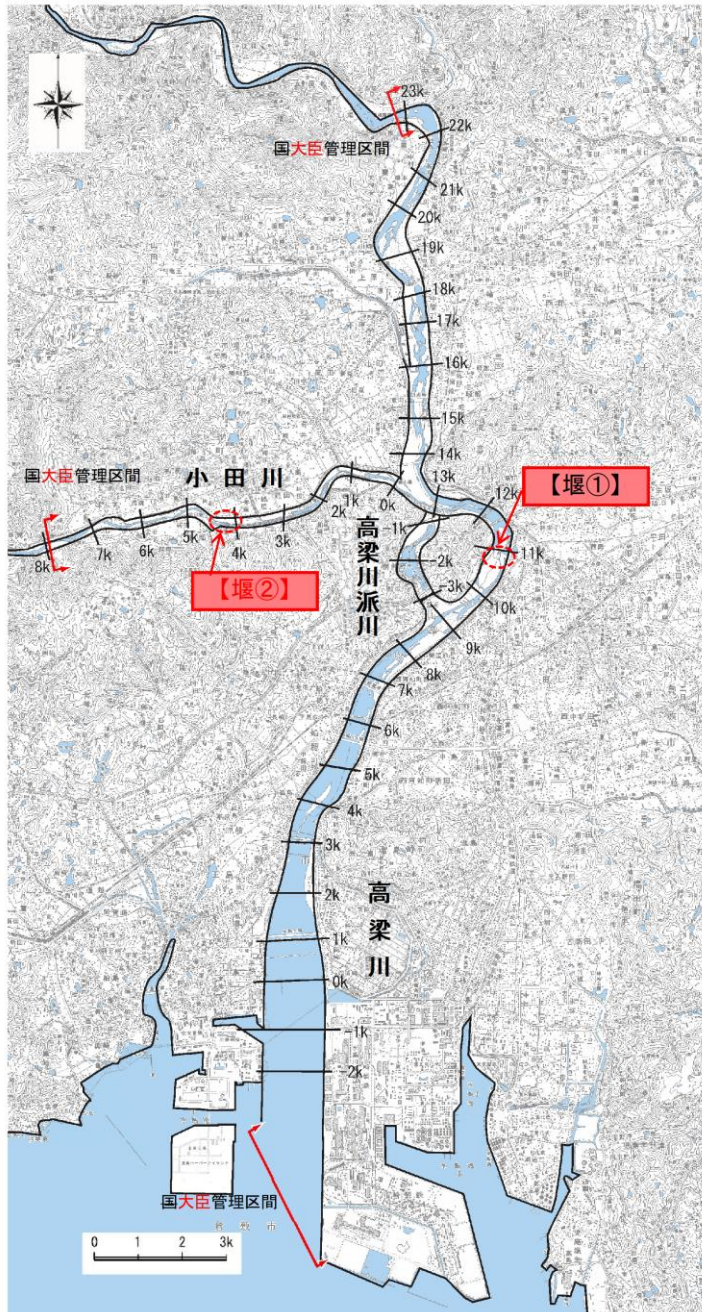
河道掘削のイメージ図

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

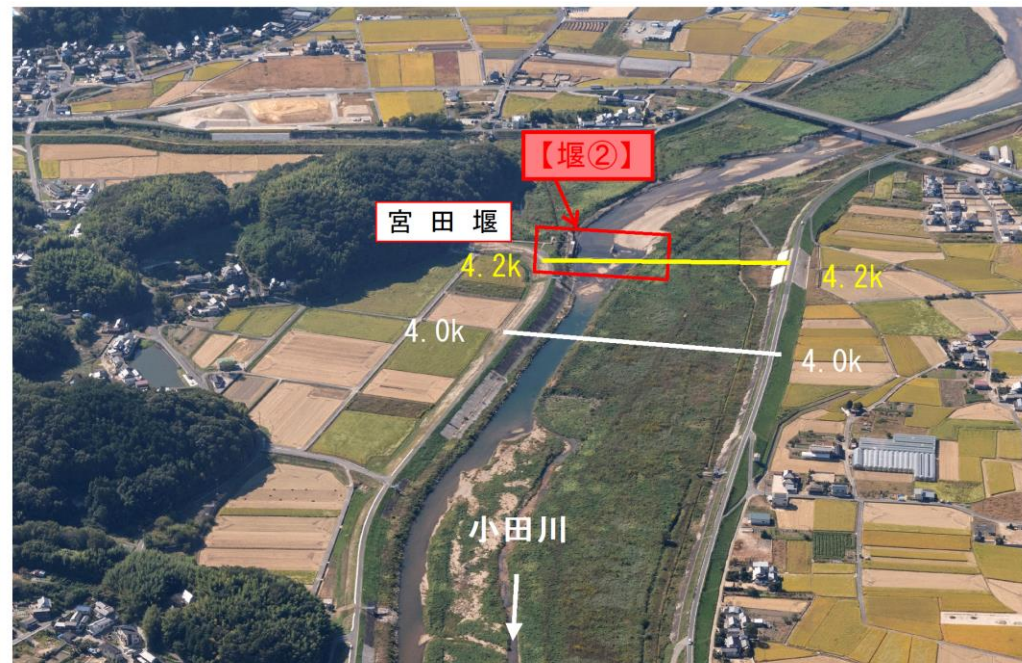
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(6) 堰改築

河積を阻害している堰について、改築を行います。



堰改築の位置図(高梁川 10.8k付近)



堰改築の位置図(小田川 4.2k付近)

注) 実施にあたっては、測量・設計の結果や関係機関との協議等により、整備位置が変わる可能性があります。

堰改築を実施する箇所

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 自然環境

1) 自然環境の保全

小田川合流点付替え事業にあたっては、水環境や動植物及び生態系への影響について、学識者等の助言を得て作成した調査計画に基づくモニタリング調査等によって把握しながら、慎重に工事を進めることとします。

高梁川・小田川の河川整備にあたり、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響が著しいことが予測も含めて明らかになった場合は、瀬や淵、ワンドの保全や、緩やかな勾配の水際等の創出等、可能な限り影響の回避、低減等の環境保全措置を行い、良好な河川環境の維持を図ります。

また今後、タナゴ類を含む多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の改善を目標とした産卵場・生息場等の保全や、居住地側との連続性確保等の自然再生事業を推進します。

なお、自然環境の変化により、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の必要が新たに生じた場合は、自然再生計画を策定し、その計画に即して緊急的に整備を行います。

さらに、それらの自然再生等の取組みを通じて、地域と環境目標を広く共有し、流域が一体となって生態系ネットワークの形成に寄与する川づくりを行います。

## 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

## 5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

## (2) 河川利用

多くの人々が水面や河川敷を利用している現状を踏まえ、河川空間の適正な利用と管理に努めます。

このため、河川空間利用に関する区間別の目標をもとに、河川敷地の占用\*による利用施設が適切に利用あるいは管理されるよう、占用者に対して監督を行います。

また、河川管理者と自治体、地域住民との連携を進め、地域のニーズの把握、利用の円滑化に努め、必要に応じてイベント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、環境教育等の活動の場となる河川空間の整備を実施します。

さらに、小田川では、真備緊急治水対策プロジェクトとの連携により、公園やサイクリングロードの整備による水辺ネットワークの形成や、地域資源や魅力ある水辺空間の利活用を促進し、真備地区の復興推進をはじめ、地域の活性化や魅力の向上を図るための「小田川かわまちづくり」を推進します。

なお、他の地域で河川空間の利活用ニーズの高まりにより、地域の取り組みと一体となって、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を行うかわまちづくりや水源地域ビジョン、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」の取り組みが行われる場合は、河川管理者が市町村等と連携して、計画等を策定し、その計画に即して、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行います。

\*河川敷地の占用：河川法の許可を受けて、公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用すること。  
占用施設が、公園、スポーツ広場等の場合、許可を受ける占有者は地方自治体（市）であることが多い。

## (3) 景観の保全

河道内の樹木の繁茂は、流下阻害や河川巡視の妨げになるばかりでなく、川らしいイメージを損なう原因となる場合があります。

高梁川の良好な水辺景観の保全、維持のため、計画的な伐採を行い、樹木の再繁茂抑制を図ります。



## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

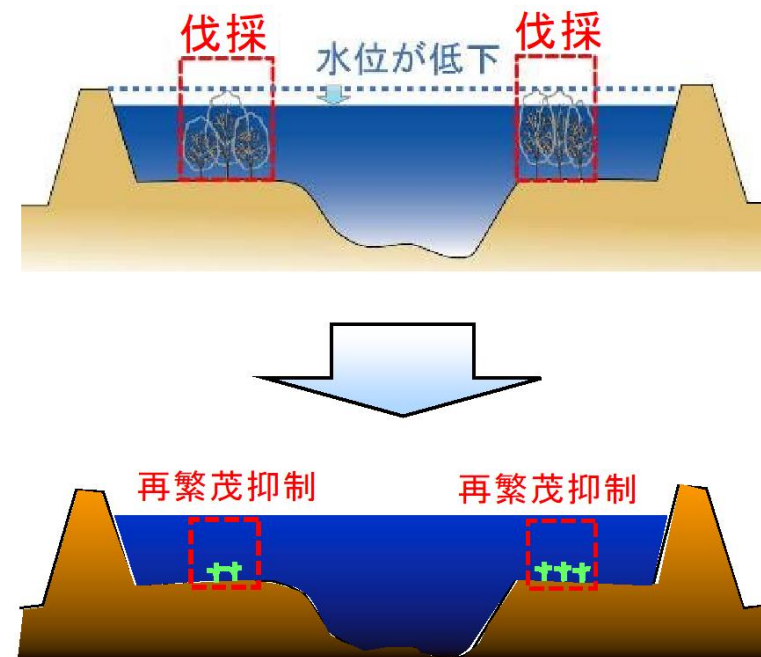
### 5.2.1 高梁川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

#### (1) 河道内樹木の管理

河道内樹木は放置すると洪水時に、水位の上昇や流木の発生原因となる等、重大な災害を招く原因となる恐れがあります。また河川巡視の視界を妨げ、河川管理の支障となるとともに、ゴミ等が樹木にかかることで、景観の悪化や水質への影響も懸念されます。一方で河道内の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を形成する等、多様な機能を有しています。

このような状況を踏まえ、樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下や河川管理に支障とならないよう計画的な伐採を行い、樹木の再繁茂抑制を図ります。

河道内樹木の管理にあたっては、採取希望者や高水敷の除草を前提とした占用を公募するなど地域との連携を推進するとともに、維持管理に要するコストの削減に努めます。また、樹木伐採箇所の重機による踏み倒しによって樹木の再繁茂を抑制する方法や、処理コストが比較的安価な幼木の段階で処理する方法など、樹木管理の方法を工夫することによる維持管理に要するコストの削減を目指します。



再繁茂抑制の対応イメージ

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 5.2.2 その他の河川維持管理に関する事項

#### (1) 河川状況の把握及び情報提供

##### 2) 河川情報の収集・提供

適切な河川管理や迅速な水防活動を実施するためには、各種の河川情報の収集・提供が必要です。従って、水文・水質や流域における土砂動態等、河川管理に資する情報や河川環境に関する情報を適切に収集します。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進めます。

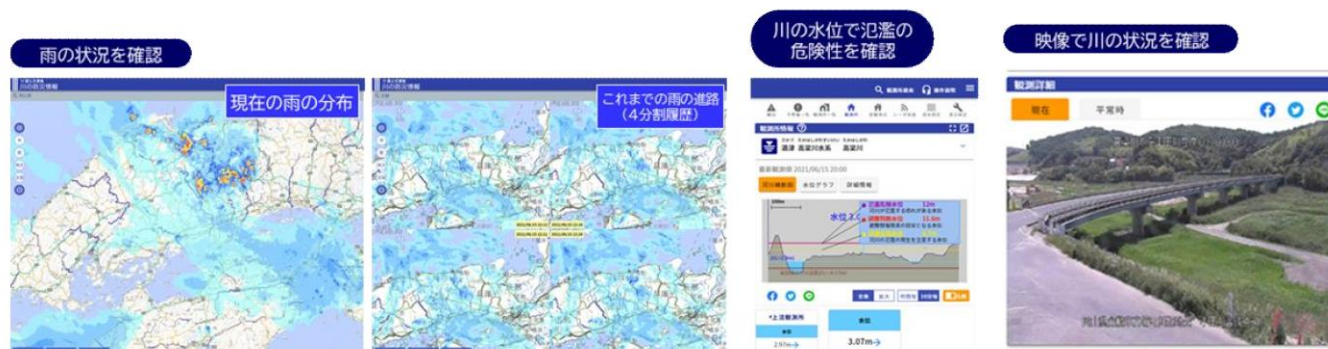
また、洪水時の防災情報等として用いるため、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位情報等に加え、**画像情報や樋門・樋管、排水機場の運転状況に関するデータ等の河川情報を迅速に収集します。**

さらに、堤防の高さや川幅などから相対的に氾濫が発生しやすい箇所及び行政施設等の重要施設が浸水する可能性が高い箇所に危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを設置し、監視体制の充実を図るとともに速やかな情報収集を行います。

#### 川の防災情報

現在の雨量、水位、河川予警報等の情報をリアルタイムに提供。  
大雨・集中豪雨による**洪水時等**の迅速かつ主体的な避難等が可能となります。

●川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>



川の防災情報

### 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

#### 5.2.2 その他の河川維持管理に関する事項

##### (4) 危機管理体制の構築・強化

###### 1) 洪水予報、水防警報

「洪水予報河川\*」及び「水防警報河川\*\*」に指定されている高梁川、小田川の大臣管理区間では、気象庁と共同で洪水予報を発表し、関係機関へ伝達を行い水害に対する種々の準備を促します。また、水防活動の指針となる水防警報を発表し、関係機関へ伝達し効率的かつ適切な水防活動を支援します。

なお、高梁川派川については、小田川合流点付替えにより洪水の流下を開始される時点までに「洪水予報河川」及び「水防警報河川」に追加指定し、高梁川と同様に洪水予報を発表できるようにします。

個別の氾濫ブロックについて危険となるタイミングをタイムリーに把握できるよう、上流から下流にかけて連続的かつ左右岸別に時々刻々と変化する洪水の危険性を表示する「水害リスクライン」を運用するとともに、精度確保に努めます。

住民等に対して氾濫の危険性を周知するために、橋脚等への量水標の設置、氾濫危険水位\*\*\*等の水位表示を実施します。

#### ● 水害リスクライン <https://frl.river.go.jp/>



水害リスクライン

- \* 洪水予報河川：二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。
- \*\* 水防警報河川：洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。
- \*\*\* 氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位。

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 5.2.2 その他の河川維持管理に関する事項

#### (4) 危機管理体制の構築・強化

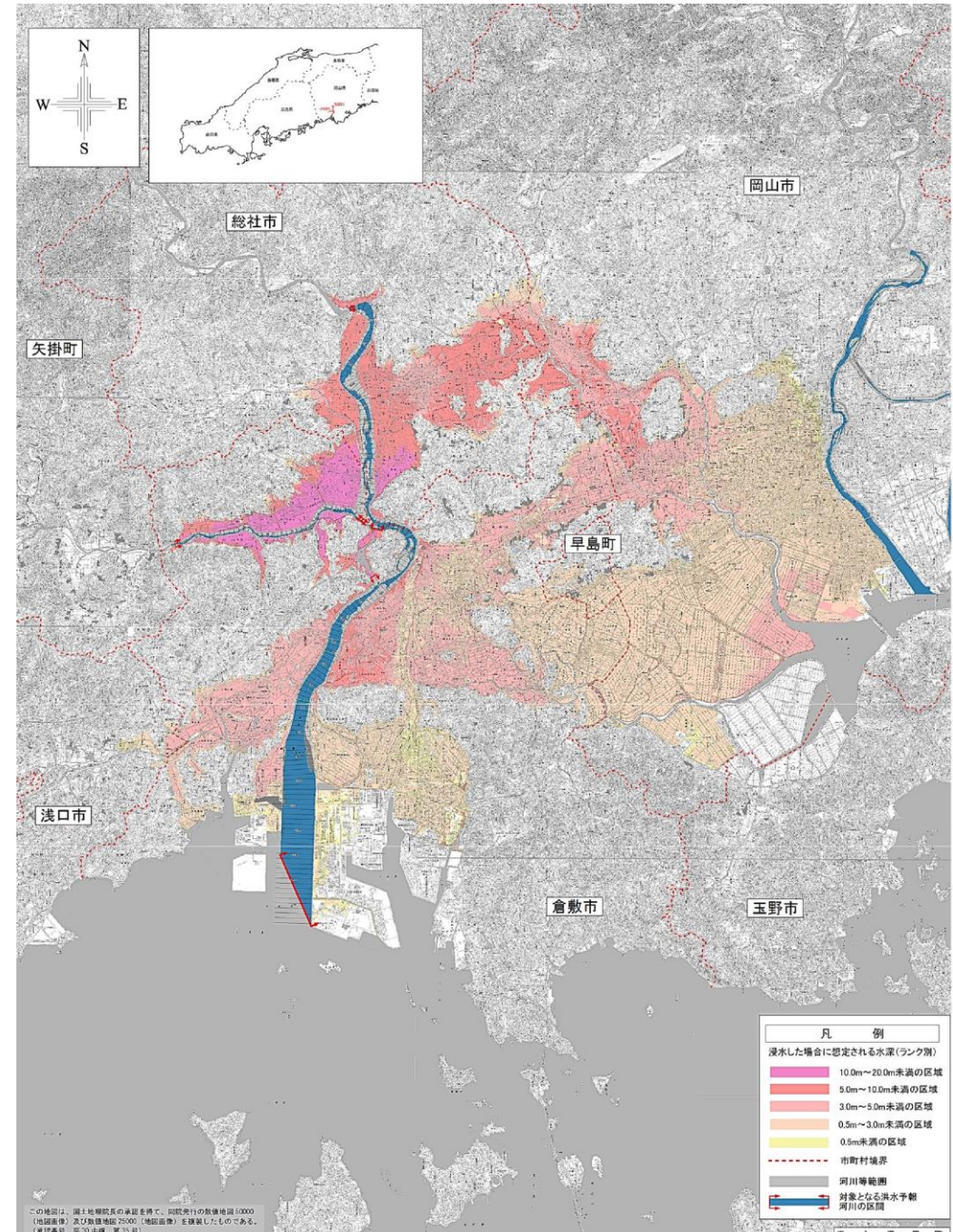
##### 7) 洪水浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ等の作成支援等

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、**想定最大規模降雨\*の洪水が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、高梁川水系では平成29年4月に告示しました。**

**洪水浸水想定区域図は、河川改修の進捗、対象とする降雨等の外力の変更、道路整備や区画整理による洪水浸水想定区域内の地形の改変等に伴い、洪水浸水想定区域が大きく変化する場合は更新します。**

**洪水浸水想定区域の更新の際には、地方公共団体の避難所等を記載した洪水ハザードマップの作成、普及への支援を引き続き行います。さらに、地域住民、学校、企業等が防災に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動をとれるよう、洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災計画検討等の取組への必要な支援を行います。**

\*想定最大規模降雨：国内を降雨特性が類似する複数の地域に分割し、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量をもとに河川毎に設定したもの。降雨特性が類似する地域内で観測された最大の降雨が高梁川流域でも同じように起こりうるという考え方に基づく。



高梁川水系高梁川・小田川  
洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

(令和2年3月30日指定、岡山河川事務所ウェブサイトより)

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 5.2.2 その他の河川維持管理に関する事項

#### (4) 危機管理体制の構築・強化

##### 8) 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有

想定最大規模の洪水等が発生した場合でも、人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標を立てた上で、対応策を関係機関と連携して検討・実施します。

具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水想定区域内の住民の避難の可否等を評価した上で、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係自治体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めます。市町村地域防災計画に記載され、浸水想定区域内にある地下街、要配慮者利用施設や大規模工場等の施設の所有者または管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に技術的支援を行い、地域水防力の向上を図ります。

また、令和2年6月に都市再生特別措置法等の一部が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や立地適正化計画の強化などが定められたことから、水害リスク情報等の提供など、関係自治体に対して技術的支援等を行います。

##### 9) 高梁川水害タイムライン

高梁川では、住民の命を守りさらに社会経済被害を最小化することを目的に、時間軸に沿って、高梁川流域の関係機関（41機関）の災害に対する役割や対応行動を取りまとめた防災行動計画（タイムライン）を令和元年6月に策定し、運用しています。本タイムラインは毎年、出水期後に運用実績に基づき振り返り、課題等があれば改善し必要に応じて見直しを行うなど、関係機関と連携して防災対応強化に努めます。

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 5.2.2 その他の河川維持管理に関する事項

#### (4) 危機管理体制の構築・強化

##### 10) 防災教育の推進

自主防災組織の結成等、地域の自主的な取り組みを促すとともに、水防演習等においては、自治体や地域住民、学校及び企業等の参加を促し、平常時から防災意識の向上を図ります。また、洪水時に迅速かつ主体的な避難行動をとれるよう、住民一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理して自分自身の防災行動を定めるマイ・タイムラインの普及に取り組み、関係機関が実施するハザードマップを活用した防災訓練や防災ワークショップ等の開催、要配慮者利用施設や大規模工場等の避難計画等の策定の取り組みに対して、関係機関と連携を図り必要な支援を行います。

また、地域住民が日頃から河川との関わりを持ち親しんでもらうことで防災意識の醸成、地域の連帯感のもと自助・共助・公助が根付く地域社会の構築を図るために、河川環境の保全活動や防災意識の普及・啓発活動等の支援に努めます。

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 5.2.2 その他の河川維持管理に関する事項

#### (4) 危機管理体制の構築・強化

##### 11) 既存ダムの洪水調節機能の強化

平成30年7月豪雨では、倉敷市真備町地区の小田川の堤防決壊により大規模な浸水被害が発生しました。また、令和元年東日本台風では、全国各地で堤防決壊や越水などにより広域的に甚大な被害をもたらしました。

このような水害の激甚化等を踏まえ、令和元年12月には、水利用を目的とする利水ダムを含めた全ての既存ダムを対象として、ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針である「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が示され、事前放流の取組が全国に拡大することとなりました。

高梁川水系においても、この基本方針に基づき、利水ダムを含めた水系内の20ダムを対象に、河川管理者である国土交通省とダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者）との間で、令和2年5月に「高梁川水系治水協定」を締結しました。この協定に基づき、事前放流を実施するなど、既存ダムの洪水調節機能の強化に取り組んでいます。

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 5.2.2 その他の河川維持管理に関する事項

#### (4) 危機管理体制の構築・強化

##### 12) 流域治水プロジェクトの推進

令和2年7月に、国土交通大臣の諮問機関である社会資本整備審議会が公表した「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申」では、気候変動による影響、人口減少・高齢化社会の到来などの社会の動向、AIなどの技術革新を踏まえて、「強靱性」、「包摂性」、「持続可能性」を治水対策の重要な観点とし、気候変動の影響を踏まえた治水計画の見直しと、流域内のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」への転換が示されています。

高梁川水系では、高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会において、令和2年8月に流域治水に関する議論を開始し、令和3年3月に「高梁川水系流域治水プロジェクト」が策定・公表されました。プロジェクトでは、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、の3つの観点で関係機関の取組をとりまとめています。

気候変動により増大する水災害リスクに対して、河川管理者として基幹となる河川整備を推進していきますが、河川整備を完了させるには多大な時間が必要となります。また、河川整備が完了したとしても、それ以上の洪水が発生した場合には浸水被害が発生する可能性があります。そのため、河川管理者としては様々な水害リスク情報を提供することで、水害リスクを考慮したまちづくりや避難体制の構築など、流域内のあらゆる関係者と連携して取組を行い、地域の安全度向上を押し進めてまいります。



流域治水のイメージ